

第40回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

株式会社力の源ホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供の電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

【目次】

■事業報告

1. 企業集団の現況	1
(1) 当事業年度の事業の状況	1
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況	5
(3) 対処すべき課題	6
(4) 主要な事業内容	9
(5) 主要な営業所及び工場又は店舗	10
(6) 従業員の状況	10
(7) 主要な借入先	11
(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項	11
2. 会社の現況	12
(1) 株式の状況	12
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 会社役員の状況	13
(4) 会計監査人の状況	14
3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	15
4. 剰余金の配当等の決定に関する方針	21

■連結計算書類

連結貸借対照表	22
連結損益計算書	23
連結株主資本等変動計算書	24
連結注記表	25

■計算書類

貸借対照表	39
損益計算書	40
株主資本等変動計算書	41
個別注記表	42

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	50
計算書類に係る会計監査報告	53
監査等委員会の監査報告	56

事業報告

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢やイスラエル・パレスチナ情勢に起因する原材料及びエネルギー価格の上昇、賃上げや労働人口の減少による人件費の上昇、アメリカ新政権による関税政策に起因する世界的なインフレによる景気減速懸念等、先行きが不透明な状況が継続しております。

当社グループの属する外食産業について、国内においては、人流の回復による個人消費の拡大や、インバウンド消費が拡大し、経済活動が活発になっている一方で、原材料及びエネルギー価格の上昇や人件費の上昇、長期間に及ぶ円安による影響や、物価高騰に伴う景気減速の懸念等、引き続き厳しい経済状況にあります。海外においては、地政学的な不安定要素において、原材料及びエネルギー価格の高騰が続いております。インフレによる金融引き締めは緩和傾向にあるものの、アメリカ新政権による関税政策に伴うスタグフレーションの懸念等、引き続き注視が必要な状況にある点は国内と同様であります。

このような状況のもと、当社グループでは、「変わらないために、変わり続ける」という企業理念に基づき、国内においては、新規出店が順調に進んでいることや、既存店の売上が堅調に推移していること、「太つけ麺」や「味噌赤丸」等のシーズナル商品の販売、メディア露出の増加が集客につながったほか、引き続きモバイルオーダーやタブレットオーダーの導入等、DX施策に取り組み、利益率の改善を図っております。今後、新規出店を加速すべく、採用を強化しており、社員数は増加しております。それに伴い、人件費は増加傾向にありますが、基本給の引き上げや労働環境の改善により、離職率は低下しており、スキルアップによる更なる収益性向上が期待できます。2025年2月には、M&Aにより味噌ラーメン店を運営しております株式会社ライズを取得することを決議し、2026年3月期より当社グループとなり、事業拡大を図ってまいります。

海外においては、インフレによる原材料や人件費、家賃等のコスト増加により営業利益が悪化いたしました。景気が不安定であり、外食に対する

消費マインドの低下や一定数のリモートワーク定着等によりコロナ前と比べ人流に変化が起きており、来店客数はいくつかの主要拠点において減少傾向にあります。そのような情勢を踏まえ、新規出店については計画より慎重に判断しておりますが、特にアメリカにおいて、行政の許認可遅延や、施行業者による工事遅延により、新規出店が大幅に遅延いたしました。今後の更なる展開に向けて、海外研修制度等を通じた、人材育成を拡充しております。

商品販売につきましては、引き続き、国内では一風堂関連商品のB2B営業の強化を行うとともに、海外では、食の多様性に対応した「プラントベース白丸・赤丸」乾麺タイプの輸出販売の拡大に取り組んでまいりました。

当連結会計年度末の店舗数はライセンス形態での展開を含め、当社グループ合計で296店舗（国内156店舗、海外140店舗、前期末比国内11店舗増、海外2店舗減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高は34,166百万円（前期比7.5%増）となりました。営業損益は、2,809百万円の利益（前期比14.8%減）となりました。経常損益は2,841百万円の利益（前期比18.5%減）となり、親会社株主に帰属する当期純損益は1,758百万円の利益（前期比19.6%減）となりました。

事業セグメント別の業績の概要

<国内店舗運営事業>

国内店舗運営事業につきましては、「一風堂」ブランドにおいて17店舗、「因幡うどん」ブランドにおいて2店舗出店した一方で、「一風堂」ブランドにおいて4店舗、「RAMEN EXPRESS」ブランドにおいて3店舗、「因幡うどん」ブランドにおいて1店舗閉店したことから、当連結会計年度末の店舗数は156店舗（前期末比11店舗増）となりました。また、「RAMEN EXPRESS」3店舗、「その他」1店舗について「一風堂」へ業態変更を行っております。地方店舗やインバウンド需要が高い店舗等、商圏の変動に合わせて店舗の入れ替えを実施しております。

当セグメントの状況は、経済の正常化により、人流の回復やインバウンドの増加による消費拡大が売上に貢献いたしました。新規出店が順調に進んでいることや、既存店の売上が堅調に推移していること、シーズナル商品や店舗限定商品の販売を実施したこと、メディアの露出増加が集客につながりました。賃上げ等により人件費等のコストは増加傾向にあります。

が、従業員のスキルアップやDX施策等の運営効率化により、営業利益率は前年同水準程度を維持しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、15,556百万円（前期比11.3%増）となりました。セグメント損益は、1,547百万円の利益（前期比9.3%増）となりました。

<海外店舗運営事業>

海外店舗運営事業につきましては、台湾に5店舗、ベトナムに2店舗、タイに2店舗、アメリカに1店舗出店した一方で、台湾で4店舗、アメリカで2店舗、中国で2店舗、シンガポールで1店舗、オーストラリアで1店舗、インドネシアで1店舗、香港で1店舗閉店したことから、当連結会計年度末の店舗数は140店舗（前期末比2店舗減）となりました。出店については、景気減速の懸念や地政学的な不安定要素などを考慮し慎重に判断しているため、出店数は、計画未達となりました。

当連結会計年度の当セグメントにおける対象期間（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の状況は、インフレの影響により原材料価格の高騰や、賃金・家賃費のコスト上昇に見舞われました。それに伴い、価格改定やコスト見直しを実施いたしましたが、コスト増加分に対しての対応が間に合っておりません。景気が不安定であり、外食に対する消費マインドの低下や、一定数のリモートワークの定着によるオフィス街の人口が減少していること、既存出店国における大統領選挙等に伴う景気先行きに対する懸念により、来店客数が前年比で減少いたしました。また新規国や商圈の変動に伴う新規エリア開発の初期コストの計上や、計画に見込んでおりました新規出店が遅延したことによるコスト増加も営業利益に影響いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、14,690百万円（前期比2.6%増）となりました。セグメント損益は、1,124百万円の利益（前期比37.1%減）となりました。

<商品販売事業>

商品販売事業につきましては、新商品として低糖質高たんぱく質の「一風堂 Clear Noodle」や十割そば、動物性の原料を使用していないプラントベースそばつゆの販売を開始いたしました。また、ECサイトにおいて一部商品を定期的にお届けする定期便制度も開始いたしました。引き続き、新規商品や国内外における販路拡大を進めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、3,919百万円（前期比12.9%増）、セグメント損益は、513百万円の利益（前期比11.6%増）となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第37期 (2022年3月期)	第38期 (2023年3月期)	第39期 (2024年3月期)	第40期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高	19,398	26,116	31,776	34,166
経 常 利 益	1,083	2,321	3,489	2,841
親会社株主に帰属 する当期純利益	923	1,628	2,186	1,758
1株当たり当期純利益	34円91銭	57円05銭	72円87銭	58円35銭
総 資 産	15,271	17,477	17,229	18,541
純 資 産	3,800	7,640	9,269	10,661

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第37期 (2022年3月期)	第38期 (2023年3月期)	第39期 (2024年3月期)	第40期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高	1,583	2,312	1,855	2,961
経 常 利 益	423	908	413	1,338
当 期 純 利 益	382	1,940	261	1,270
1株当たり当期純利益	14円47銭	67円98銭	8円71銭	42円17銭
総 資 産	10,080	12,754	9,747	10,186
純 資 産	3,238	7,125	6,617	7,167

(3) 対処すべき課題

当社グループは創業の精神である、「食を通して新しい価値を創造し「笑顔」と「ありがとう」とともに世界中に伝えていく。変わらないために変わり続ける。」をグローバルに実現することを目指すとともに、より高いレベルでの顧客満足の獲得と更なる企業価値の向上に尽力し、顧客及び株主等のステークホルダーの利益の最大化の実現に努めてまいります。

世界経済におきましては、長期化しておりますロシア・ウクライナ情勢に起因する原材料及びエネルギー価格の上昇や、労働人口の減少等による人件費の上昇、アメリカ新政権による関税政策に起因する世界的なインフレによる景気減速懸念等、先行きが不透明な状況が継続しております。

飲食業界におきましては、人流の回復による個人消費の拡大や、インバウンド消費が拡大し、経済が活発になっている一方で、原材料価格及びエネルギー価格の上昇や人件費の上昇、長期間に及ぶ円安による影響や、物価高騰に伴う景気減速の懸念等、引き続き厳しい経済状況にあります。

このような環境のもと、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

① 国内事業基盤の強化

既存店の収益性向上が重要であるとの認識のもと、従来の人口密集地や集客力の高い商業施設に加え、都心部近郊の中商圏やロードサイドへの出店を積極的に行うとともに、将来の収益性の低下が見込まれる店舗や、不採算店舗の戦略的閉店も進め、より高い収益体質へと改善していきます。因幡うどんの関東エリアの進出等、新たな商圏への進出も進めてまいります。さらに、プラントベースラーメンを常時提供する一風堂新宿ルミネエスト店などの新コンセプト店舗の開発に取り組みます。

商品においては、主力商品であるラーメンの継続的な改善を行うとともに、期間限定や店舗限定の新商品を発売し顧客の来店促進につなげてまいります。また、植物由来のプラントベースラーメンの販売や、食の多様化、原材料調達リスクの分散、持続可能な社会の実現のための商品開発を継続的に行ってまいります。

併せて人財不足や人件費の高騰を見据えて店舗レイアウト及び炒め調理ロボット等の厨房オペレーションの自動化と効率化を図り、飲食事業として総合的な次世代の食の在り方を追求してまいります。

② 海外事業の拡大

海外では、インフレや世界情勢が不安定なため、景気先行きに対する懸念はございますが、長期的には経済の成長が続き、中間所得者層の増加に伴う消費意欲の向上により、飲食市場は拡大を続けていくと見込んでおります。日本食への「健康」「おいしさ」「文化」等の観点から関心は高く、今後も市場が拡大していくものと見込んでおります。

その中で当社は、直営エリアにおいては、フラッグシップ店の出店やセントラルキッチン等の導入コストがかかる初期フェーズを経て、店舗拡大フェーズへと移行しております。不安定な経済情勢を踏まえ、新規出店を遅らせておりましたが、再開することに加え、今まで培ってきたそれぞれの市場に合わせた商品開発や店舗開発、新規業態の展開など世界規模においてのブランド力の更なる向上に努め、事業拡大を加速させていきます。

また、ライセンス事業においては、主にアジアの現地のパートナーの資本力、マーケティング力、ネットワーク力を活用し、引き続き事業拡大を目指していきます。

③ 商品販売事業の拡大

販売先としましては、規模が見込める国内の主要スーパー並びに、百貨店・空港等のお土産需要が見込まれる商圏、自社サイトを通じてEC市場での規模拡大を目指します。

海外においても一風堂関連商品に対して関心が高い水準にあることから、随時海外各市場においても同商品の導入を進めてまいります。

④ 人財の採用と教育

当社グループの競争力の源である店舗運営力の向上のためには、人財の育成こそが他社との差別化にもつながると考えており、国内外を問わず、人財採用の強化及び従業員満足度の向上を継続して行ってまいります。

日本のみならず、各先進国においても人口の高齢化や少子化の傾向は見受けられ、人財の確保において業界を問わず競争は激化しております。当社グループは、給与のベースアップ等により総報酬額の引き上げを行うとともに、働き方の多様性を確保するために、地域限定社員や契約社員の採用を推進しております。また、充実した研修制度により、継続的な雇用を実現するとともに、高いサービスレベルの維持と向上を図っております。さらには、グローバル人財を育成し、研鑽を積んだスタッフを海外に派遣することで、日本の接客レベルを全世界で実現してまいります。当社グル

ープとしては、このような人財育成の取り組みを顧客満足度の最大化のための重要課題としてとらえ、全事業においてクオリティの高い商品及び接客を提供できるよう、継続的に従業員の教育を行ってまいります。

また、労働環境の改善の観点から、ITシステムの入れ替えによる店舗業務の自動化及び有給休暇取得の施策を進めております。AIやロボティクス技術導入による労働環境の改善も併せて検討しており、当社グループの人財がより働きやすい、将来に希望を持てる労働環境の構築とグローバルな人財の獲得に向けて投資を行ってまいります。

⑤ 衛生面の強化

近年、食の安心や安全に対する社会的なニーズは高まっております。日本における2021年6月のHACCP完全制度化等、原材料や提供商品のみならず、製造工程や物流の過程においても食の安全性に対する取り組みは必須となっております。当社グループでは、専門対策部署を設置し、工場から物流、店舗での保管や提供方法等、顧客へ商品が最終的に提供されるまでの全ての工程において最新の法令を遵守し、顧客に安全な食をお届けするべく、衛生管理マニュアルに基づき衛生管理・品質管理に努めております。

⑥ 食習慣の多様化

リモートワーク等の働き方の変容や、食品技術の向上に伴い、消費者の食習慣に変化の兆しが見られます。テイクアウトやデリバリーに加え、中食や冷凍食品の需要が非常に高まっており、この傾向は当分継続されると見込まれます。同時に、環境負荷の低減や持続可能な社会の実現を目指す世界的な取り組みは、食の市場に新たな需要を生み出しており、食に関する価値観の多様化や技術革新は今後一層加速していくと見込まれます。

当社グループにおいては、国内、海外ともにテイクアウトやデリバリーを継続するとともに、海外においてはクラウドキッチンの拡大をしております。また、既に展開している中食やEC事業の強化に加え、ラーメン自動調理機「Yo-Kai Express」事業への商品の供給ならびに開発を行うことで、顧客の来店以外での収益強化に努めます。

さらには、新しい食の提案として植物由来のプラントベースラーメンを国内及び海外で販売するなど、今後も多様化するニーズに応えるべく、ご来店いただいたお客様に向けてより一層満足いただけるよう、商品の開発及び、改善をしてまいります。

(4) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社、当社の子会社14社より構成されており、「国内店舗運営事業」、「海外店舗運営事業」及び「商品販売事業」を主な事業としております。

各事業区分における主要な業務の内容は、次のとおりであります。

事業	主要な業務の内容
国内店舗運営事業	「一風堂」ブランドを中核に、「名島亭」、「因幡うどん」といった複数ブランドの直営店舗の運営事業を行っております。創業時より40年間継続してきた伝統的な「一風堂」に加え、商業施設内のフードコートを中心に展開する「RAMEN EXPRESS」等、ブランドの更なる進化と価値向上に努めております。
海外店舗運営事業	「IPPUDO」ブランドを中核とした直営店舗の運営、並びに現地運営パートナー企業へのライセンス供与事業を行っております。事業展開エリアは、直営は、北米（アメリカ）、欧州（イギリス、フランス、スペイン、ドイツ）、オーストラリア、シンガポール、台湾、インドネシアに展開し、また、ライセンス（フランチャイズモデル）は、中国・香港、マレーシア、タイ、フィリピン、ミャンマー、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド）に展開しております。直営・ライセンス合わせて世界16カ国・地域（日本を除く）に拡大し、今後も世界各国への事業展開を積極的に進めてまいります。
商品販売事業	業務用を中心とした「信州蕎麦」「うどん」「つゆ」等の製造及び販売、「一風堂」の味をご家庭でもお楽しみ頂くことをコンセプトに開発しております「おうちでIPPUDOシリーズ」の展開並びに、自社サイト「一風堂オフィシャルオンラインストア」におけるEC事業を行っており、国内外において一般消費者から飲食企業に至るまで幅広い客層に対して商品を提供しております。

(5) 主要な営業所及び工場又は店舗（2025年3月31日現在）

セグメント	社 名	事 業 所 及 び 工 場	店舗数
全 社 （ 共 通 ）	株式会社力の源ホールディングス	本社（福岡県） 東京支社（東京都）	-
国内店舗運営事業	株式会社力の源カンパニー	本社（福岡県） 東京支社（東京都） 横浜泉工場（神奈川県） 福岡工場（福岡県）	156店舗
	株式会社渡辺製麺	札幌工場（北海道）	1店舗
海外店舗運営事業	CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.	本社（シンガポール）	140店舗
商 品 販 売 事 業	株式会社渡辺製麺	本社（長野県） 茅野工場（長野県）	-

(6) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
624 (1,731) 名	43名増 (329名減)

(注) 1. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数であり、年間平均人数（1日8時間換算）を外書きしております。

2. 臨時雇用者数の大幅な減少は、海外における店舗スタッフが減少したことが主な要因であります。

② 当社の使用人の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
19 (4) 名	- (1名減)	38.11歳	5.29年

(注) 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数であり、年間平均人数（1日8時間換算）を外書きしております。

(7) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高 （ 百 万 円 ）
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	934
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	451
株 式 会 社 り そ な 銀 行	415
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	268
株 式 会 社 福 岡 銀 行	172

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 82,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 30,308,000株 |
| ③ 株主数 | 39,991名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数（千 株）	持 株 比 率（％）
E&RS' FORCE CREATION PTE. LTD.	7,050	23.31
河 原 成 美	5,352	17.70
株 式 会 社 麻 生	2,950	9.75
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社（信 託 口）	1,373	4.54
株式会社CFT Japan Holdings	1,100	3.63
河 原 恵 美	640	2.11
B B H（L U X） F O R F I D E L I T Y F U N D S－P A C I F I C	410	1.35
アリアケジャパン株式会社	300	0.99
鳥 越 製 粉 株 式 会 社	300	0.99
日 清 製 粉 株 式 会 社	300	0.99

- (注) 1. 当社は、自己株式を72,378株保有しており、持株比率はかかる自己株式（72,378株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付型ESOP信託にかかる信託口が所有する当社株式154,120株を含めて計算しております。
3. 上記河原成美氏の所有株式数には、力の源ホールディングス役員持株会における同氏の持分である68,412株を含めておりません。
4. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度におけるストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は55,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社の監査等委員である社外取締役辻哲哉及び田鍋晋二の各氏は、会社法第423条第1号に定める損害賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

② 社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	当該他の法人等との関係
取 締 役 (監査等委員)	辻 哲 哉	Field-R法律事務所弁護士	重要な取引その他関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	田 鍋 晋 二	株式会社田鍋会計事務所 代表取締役 株式会社ユーラシア旅行社 社外監査役	重要な取引その他関係はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	辻 哲 哉	当事業年度に開催した取締役会19回のすべてに、また、監査等委員会12回のすべてに出席しております。弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために、取締役会が適切な意思決定を行うための客観的な助言や支援を期待していたところ、取締役会及び監査等委員会において適宜質問を行い、当社の経営に対する適切な助言や支援等を実施しております。
取 締 役 (監査等委員)	田 鍋 晋 二	当事業年度に開催した取締役会19回のすべてに、また、監査等委員会12回のすべてに出席しております。公認会計士としての専門的見地から、税務・会計に関する事項を中心に、取締役会が適切な意思決定を行うための客観的な助言や支援を期待していたところ、取締役会及び監査等委員会において適宜質問を行い、当社の経営に対する適切な助言や支援等を実施しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 三優監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、会計監査人及び会計監査人と同一のネットワークファームに属する者に対する、当社及び当社子会社が支払った又は支払うべき監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬の額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保する体制

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「変わらないために、変わり続ける」という企業理念のもと、取締役はこれに従って職務の執行にあたる。
- (b) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (c) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び「取締役会規程」に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (d) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互牽制が機能する体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。
- (e) 監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について、法令及び監査等委員会規程に基づき監査を実施する。監査等委員会は、当社の内部統制システムを活用し、内部監査部門と連携して監査に当たる。
- (f) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスにかかる各種規程の整備、役職員への啓蒙及びコンプライアンスの状況等の確認を実施する。
- (g) 管理部門は、企業活動に関連する法規及び定款の周知、並びに会社規程等の継続的整備及び周知を図る。
- (h) 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を代表取締役社長直轄で設置し、代表取締役社長の指示に基づき、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は必要に応じて適時見直し等の改善をする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 取締役及び使用人は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に定められた職務と権限に基づき業務を遂行し、自己の職務と権限を超える事項は、「稟議規程」により上位者の決裁を仰ぐことにより、不測の事態（損失）を防止する。
- (b) 管理部門は、各部門におけるリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し、適切に管理する。
- (c) 内部監査部門は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、重要な事項については取締役会及び監査等委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営方法を「取締役会規程」に定めて円滑な意思決定を図るとともに、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (b) 定款において取締役会での決議の省略を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。
- (c) 取締役会において、中期経営計画を策定し、経営目標を明確化する。
- (d) 月1回開催される定時取締役会において、業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期経営計画及び年度予算に照らし、分析・評価を行い、必要に応じて、改善策を検討する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社の管理は、可能な限り自主性を尊重しつつ、企業理念、行動規範などをグループ各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保するため、指導・育成を行うものとし、「関係会社管理規程」を制定し、子会社に対し適切な管理を行う。
- (b) 子会社の管理を管轄する部門は、子会社において開催する取締役会その他の会議への出席等を通じて情報の共有と連携を図る。

- (c) 子会社には原則として取締役を派遣し、当社の意思を経営に反映するとともに、損失の危険が生じた場合は直ちに当該業務を管轄する業務執行の責任者へ報告を行う。
 - (d) 子会社には原則として監査役を派遣し、監査結果に基づいて当該業務を管轄する取締役及び業務執行の責任者へ報告を行う。
 - (e) 当社のコンプライアンス委員会は、当社の監査等委員及び内部監査部門と連携の上、子会社の業務が適正に行われているかのモニタリングを行う。
 - (f) 当社の内部監査部門は、グループ各社の内部統制の有効性を監査し、結果を代表取締役社長及び各業務執行の責任者に報告し、重要な事項については取締役会、監査等委員会及びコンプライアンス委員会に報告する。
 - (g) 取締役が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「変わらないために、変わり続ける」という当社グループ共通の企業理念のもと、取締役はこれに従って職務の執行にあたる。
 - (h) 子会社の定時取締役会において、子会社の業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期経営計画及び年度予算に照らして、分析・評価を行い、必要に応じて、改善策を検討する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- (a) 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査等委員会と協議を行い、監査等委員会の意向を尊重しつつ、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - (b) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の業務全体を補助するものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、全ての会議または委員会等に出席し、報告を受けることができる。
 - (b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、

内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。

- (c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査等委員会に報告する。
- (d) 取締役及び使用人は、当社または子会社の業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- (e) 監査等委員会に報告・相談を行った取締役及び使用人もしくは子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し周知徹底をする。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、各監査等委員の職務の執行に協力し、監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、各監査等委員の職務の執行に係る経費等の支払いを行う。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役、業務執行の責任者、使用人も含め執行部側との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- (b) 監査等委員会は、経理部門、法務部門その他各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- (c) 監査等委員会は、内部監査室に監査の協力を求めることができるものとし、内部監査室は、監査等委員による効率的な監査に協力する。
- (d) 監査等委員会は、会計監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2017年6月26日付けで監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化・社外取締役の活用による経営の透明性の確保及び効率化を進めております。また当社は、取締役会において経営上のリスクの検討を行い、必要に応じて社内組織、業務及び諸規程等を見直し、その実効性を向上させております。

なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は、取締役（監査等委員を除く）3名と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、各議案について毎回活発な意見交換及び議論が行われております。なお、より多くの時間を戦略的な議論にあてられるよう、議案の絞り込みをするなど、取締役会の運営の方法の見直しを適宜行っております。また、取締役会の実効性を高め、社外取締役がその監督機能を十分に果たすことができるよう、毎月、取締役会開催数日前に社外取締役を対象とした上程議案に関する事前説明会を実施しております。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議、決議に参加し、また業務執行状況の報告を受けるほか、常勤監査等委員につきましては、子会社の取締役会等に出席し、監査の実効性の向上を図っております。また、常勤監査等委員と子会社監査役の間で、定期的な情報交換の場を設け、情報共有を行っており、当社が子会社の監査を行う際の協力体制を構築しております。
- ③ 当社及びグループ各社の役職員に対し、その職務や地位に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修及びeラーニングでの教育を実施し、法令、定款及び社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ④ リスク管理及びコンプライアンス体制を強化するための取組みとして、事故や災害が発生した折には、当社グループの危機発生時の緊急連絡網を通じて、取締役、監査等委員及び各部門の責任者に速やかに情報共有されるシステムを運用しており、発生したリスクに対して迅速かつ組織的な対応を行う体制を構築しております。

- ⑤ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しております。また、代表取締役社長に定期的な報告を行っており、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上を図っております。
- ⑥ 既存取引先及び新規取引先について、外部調査会社等を活用して反社会的勢力のチェックを実施しております。また、取引先との契約時における反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。
- ⑦ 倫理・コンプライアンスに係る体制の一環として、内部通報制度を設け運用し、倫理・コンプライアンスに反する行為の早期発見及び是正を図っております。また、本制度を通じ、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し周知徹底しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を総合的に勘案し、株主の皆様に対し安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、期末配当及び中間配当の年2回を基本方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨、当社定款に定めております。当期末の配当につきましては、1株当たり期末配当金9円00銭を配当とさせていただく旨、2025年5月22日の取締役会で決議いたしました。なお2024年12月6日に中間配当として1株当たり普通配当金9円00銭を実施しております。そのため、当連結会計年度に係る剰余金の配当は、1株当たり18円00銭となります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,778,862	流 動 負 債	4,837,812
現金及び預金	7,150,814	支払手形及び買掛金	907,136
受取手形及び売掛金	837,010	短 期 借 入 金	140,000
棚 卸 資 産	514,066	1年内返済予定の長期借入金	1,095,030
そ の 他	1,277,475	リ ー ス 債 務	1,175
貸倒引当金	△503	未 払 金	1,000,957
固 定 資 産	8,762,407	未払法人税等	344,001
有 形 固 定 資 産	5,843,157	株式給付引当金	5,816
建物及び構築物	4,419,757	賞与引当金	4,233
機械装置及び運搬具	225,719	株主優待引当金	10,626
土 地	636,855	株式連動型金銭給付引当金	1,096
リ ー ス 資 産	3,598	資 産 除 去 債 務	30,869
建 設 仮 勘 定	232,826	そ の 他	1,296,869
そ の 他	324,399	固 定 負 債	3,041,931
無 形 固 定 資 産	123,228	長 期 借 入 金	1,370,868
の れ ん	76,927	リ ー ス 債 務	2,423
そ の 他	46,300	役員株式給付引当金	76,400
投資その他の資産	2,796,022	株式給付引当金	68,314
投資有価証券	149,527	株式連動型金銭給付引当金	22,441
長期貸付金	10,458	退職給付に係る負債	180,942
繰延税金資産	386,883	資 産 除 去 債 務	1,121,719
敷金及び保証金	1,699,119	そ の 他	198,821
そ の 他	563,184	負 債 合 計	7,879,743
貸倒引当金	△13,150	(純資産の部)	
資 産 合 計	18,541,270	株 主 資 本	9,685,272
		資 本 金	3,148,390
		資 本 剰 余 金	2,979,419
		利 益 剰 余 金	3,877,444
		自 己 株 式	△319,981
		その他の包括利益累計額	976,254
		その他有価証券評価差額金	11,901
		為替換算調整勘定	964,352
		純 資 産 合 計	10,661,526
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,541,270

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		34,166,110
売上原価		10,171,265
売上総利益		23,994,845
販売費及び一般管理費		21,184,884
営業利益		2,809,961
営業外収益		
受取利息	38,706	
受取配当金	2,138	
貸収	153,455	
その他	60,172	254,473
営業外費用		
支払利息	21,106	
為替差損	48,483	
貸収原価	130,023	
財務支払手数料	14,794	
その他	8,057	222,464
経常利益		2,841,969
特別利益		
固定資産売却益	10,435	
資産除去債務戻入益	32,586	43,021
特別損失		
固定資産売却損	1,111	
固定資産除却損	3,203	
減損	250,232	
その他	7,509	262,057
税金等調整前当期純利益		2,622,933
法人税、住民税及び事業税	539,762	
法人税等調整額	325,156	864,918
当期純利益		1,758,015
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,758,015

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3, 141, 103	2, 972, 131	2, 785, 486	△251, 145	8, 647, 575
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	7, 287	7, 287	-	-	14, 575
剰 余 金 の 配 当	-	-	△666, 057	-	△666, 057
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	1, 758, 015	-	1, 758, 015
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△70, 522	△70, 522
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	1, 687	1, 687
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	7, 287	7, 287	1, 091, 958	△68, 835	1, 037, 697
当 期 末 残 高	3, 148, 390	2, 979, 419	3, 877, 444	△319, 981	9, 685, 272

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	23, 149	599, 001	622, 150	9, 269, 725
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	-	-	-	14, 575
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△666, 057
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	1, 758, 015
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△70, 522
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	1, 687
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	△11, 247	365, 351	354, 103	354, 103
当 期 変 動 額 合 計	△11, 247	365, 351	354, 103	1, 391, 801
当 期 末 残 高	11, 901	964, 352	976, 254	10, 661, 526

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

(2) 連結子会社の名称

(株)力の源カンパニー

(株)渡辺製麺

CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.

IPPUDO USA HOLDINGS, INC.

IPPUDO NY, LLC

IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.

IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD

IPPUDO LONDON CO. LIMITED

IPPUDO PARIS

IPPUDO CA, LLC

PT. IPPUDO CATERING INDONESIA

台湾一風堂股份有限公司

IPPUDO DEUTSCHLAND GmbH

IPPUDO ESPAÑA, S. L.

連結子会社でありました(株)くしふるの大地は、2024年9月25日付で全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

新規に設立いたしましたIPPUDO DEUTSCHLAND GmbHおよびIPPUDO ESPAÑA, S. L. は、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である、CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.、IPPUDO USA HOLDINGS, INC.、IPPUDO NY, LLC、IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.、IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD、IPPUDO LONDON CO.LIMITED、IPPUDO PARIS、PT.IPPUDO CATERING INDONESIA、台湾一風堂股份有限公司、IPPUDO DEUTSCHLAND GmbH、IPPUDO ESPAÑA, S.L.の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、IPPUDO CA, LLCは決算日が12月31日ではありますが、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

a 商品、製品、原材料

国内連結子会社の一部及び在外連結子会社は、主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

また、国内連結子会社の一部は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

また、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5

年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤株式連動型金銭給付引当金

株式連動型金銭給付規程に基づく従業員に対する金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式連動型金銭給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績に基づいて、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場

により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業

a 店舗運営売上

国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業においては、主に店舗において飲食サービスの提供を行っております。当社グループのサービスの提供は、顧客からの注文に基づき料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

b ライセンスの供与

国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業においては、当社の知的財産に関するライセンスについて、海外でのライセンス契約及び国内での法人暖簾分け契約に基づき、ライセンス契約先パートナー企業が各国エリアで一風堂（IPPUDO）店舗を運営することによりロイヤリティ収入を収受しております。ロイヤリティ収入は、当該企業の店舗売上に基づいて生じるものであり、当該企業において当該店舗で顧客への飲食サービスを提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。

ライセンス契約締結時や新規出店時にライセンス契約先パートナー企業から受領するイニシャルロイヤリティ又は加盟金、及びストアフィーについては、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利であると考えられるため、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

②商品販売事業

商品販売事業においては、国内外において当社グループが製造又は企画した麺、スープ及び関連商品の販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、当該製品及び商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、各国の国内販売については、出荷時から製品及び商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で規則的に償却しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

国内店舗運営事業に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,298,299千円
無形固定資産	5,359千円
投資その他の資産（長期前払費用）	43,633千円
合計	4,347,291千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社グループは、国内店舗運営事業に係る固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っており、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは退店の意思決定をした場合、著しい経営環境の悪化を認識した場合等に減損の兆候があるものと判定しております。減損の兆候があると判定された資産グループについては、各資産グループの事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額と固定資産の帳簿価額とを比較することにより減損損失の計上の要否を判定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおいて使用する各資産グループの事業計画には、当連結会計年度の実績を基礎として、売上高の成長率や原材料費や人件費等、各種経費の発生に関する仮定が含まれております。

したがって、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて使用した事業計画に対して将来における経営環境の変化等により重要な未達が生じる場合や、事業計画に含まれる仮定の見直しが必要となる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な減損損失が発生する可能性があります。

追加情報

(役員向け株式給付信託)

当社は、2023年5月31日開催の取締役会において、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入を決議し、2023年8月18日より導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社の取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という）が当社株式を取得し、当社の取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という）を、本信託を通じて、当社の取締役に給付する株式報酬制度です。

なお、当社の取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社の取締役の退任時であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、159,552千円、73,100株であります。

(株式給付型ESOP)

当社は、2018年7月13日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の従業員（以下、「当社グループ従業員」といいます。）を対象とした、インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、2018年8月13日より導入しております。

当社は、当社グループ従業員の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、株式給付型ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループ従業員に対し給付する仕組みです。

当社は当社グループ従業員に対し、貢献度に応じたポイントを付与し、株式給付規程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、89,755千円、81,020株であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

商品及び製品	136,701千円
原材料及び貯蔵品	377,364千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,625,240千円

3. 保証債務

下記の暖簾分け法人の金融機関等からの債務に対し、保証を行っております。

暖簾分け法人7社	116,660千円
----------	-----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	30,253,000株	55,000株	—	30,308,000株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加は、新株予約権の行使による増加55,000株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	393,287千円	13円	2024年3月31日	2024年6月7日
2024年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	272,769千円	9円	2024年9月30日	2024年12月6日

(注1) 2024年5月21日取締役会決議による配当金の1株当たり配当額の内訳：

普通配当7.00円 特別配当6.00円

(注2) 2024年5月21日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金（950千円）及び株式給付型ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金（1,073千円）が含まれております。

(注3) 2024年11月13日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金（657千円）及び株式給付型ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金（729千円）が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	272,120千円	9円	2025年3月31日	2025年6月9日

(注) 2025年5月22日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金（657千円）及び株式給付型ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金（729千円）が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 10,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に新規出店等の設備投資に必要な資金を設備投資計画に照らして、銀行借入及び増資等の方法により調達しております。

運転資金については必要に応じて銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために必要に応じて利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。なお、ほとんどの債権は1ヶ月以内の入金期日であります。

投資有価証券は、営業上あるいは業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、借入金の期間は原則として10年以内であります。

変動金利による借入は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては財務グループが支払金利の変動をモニタリングし、必要に応じて金利スワップ取引等を利用し、金利変動リスクを回避することとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払実行できなくなるリスク）について、当社は各部署からの報告に基づき財務グループが適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券（※2） 其他有価証券	64,527	64,527	-
(2) 敷金及び保証金	1,699,119	1,388,337	△310,781
資産計	1,763,646	1,452,865	△310,781
(3) 長期借入金（※3）	2,465,898	2,460,887	△5,011
負債計	2,465,898	2,460,887	△5,011

（※1）「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	85,000

（※3）長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	64,527	-	-	64,527

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	1,388,337	-	1,388,337
長期借入金	-	2,460,887	-	2,460,887

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位：千円)

	国内店舗 運営事業	海外店舗 運営事業	商品販売事業	合計
顧客との契約から生じる収益	15,556,052	14,690,445	3,919,612	34,166,110
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	15,556,052	14,690,445	3,919,612	34,116,110

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項」の「(7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる債権（期首残高）	925,886
顧客との契約から生じる債権（期末残高）	837,010
契約負債（期首残高）	169,877
契約負債（期末残高）	146,926

契約負債は、ライセンス契約締結時や新規出店時にライセンス契約先パートナー企業から受領するイニシャルロイヤリティ又は加盟金、及びストアフィーであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた額は、35,791千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が22,951千円減少した主な理由は、収益の認識に伴う取り崩しによる減少33,647千円、新規出店に伴う加盟金及びストアフィーの受領による増加11,000千円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高に基づくロイヤリティについては、注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の主な事業ごとの総額

は、以下のとおりであります。これらのうち、約10%が1年以内に、残り約90%がその後20年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
国内店舗運営事業	62,411
海外店舗運営事業	82,308
合計	144,720

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 354円42銭

1株当たり当期純利益 58円35銭

(注1) 「役員向け株式給付信託」及び「株式給付型ESOP」が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に154,120株含めております。

(注2) 「役員向け株式給付信託」及び「株式給付型ESOP」が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に154,825株含めております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,272,215	流 動 負 債	1,582,215
現金及び預金	1,784,927	1年内返済予定の長期借入金	1,021,800
売 掛 金	297,348	未 払 金	323,734
前 払 費 用	19,917	未 払 費 用	71,926
そ の 他	170,021	預 り 金	8,545
固 定 資 産	7,914,070	株式給付引当金	5,816
有 形 固 定 資 産	447,087	株式連動型金銭給付引当金	1,096
建 物	79,949	株主優待引当金	10,626
構 築 物	0	そ の 他	138,669
機 械 及 び 装 置	230	固 定 負 債	1,436,595
車 両 運 搬 具	14,400	長 期 借 入 金	1,253,482
工具、器具及び備品	19,863	役員株式給付引当金	76,400
土 地	332,644	株式給付引当金	68,314
無 形 固 定 資 産	3,600	株式連動型金銭給付引当金	22,441
ソフトウエア	3,512	資 産 除 去 債 務	3,859
そ の 他	88	そ の 他	12,097
投資その他の資産	7,463,382	負 債 合 計	3,018,811
投資有価証券	85,000	(純資産の部)	
関係会社株式	2,873,965	株 主 資 本	7,167,475
長期貸付金	10,458	資 本 金	3,148,390
関係会社長期貸付金	4,303,494	資 本 剰 余 金	3,064,469
長期前払費用	11,670	資 本 準 備 金	3,049,189
繰延税金資産	175,103	その他資本剰余金	15,280
そ の 他	14,147	利 益 剰 余 金	1,274,596
貸倒引当金	△10,458	利 益 準 備 金	40,000
資 産 合 計	10,186,286	その他利益剰余金	1,234,596
		別 途 積 立 金	145,982
		繰越利益剰余金	1,088,614
		自 己 株 式	△319,981
		純 資 産 合 計	7,167,475
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,186,286

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4月 1日から)
(2025年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,961,277
営 業 費 用		1,699,689
営 業 利 益		1,261,587
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	104,731	
賃 貸 収 入	18,845	
そ の 他	20,987	144,563
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,529	
為 替 差 損	31,488	
賃 貸 収 入 原 価	2,638	
財 務 支 払 手 数 料	14,604	
株 式 交 付 費	300	
そ の 他	594	67,155
経 常 利 益		1,338,995
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	9,313	9,313
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,146	1,146
税 引 前 当 期 純 利 益		1,347,163
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	75,344	
法 人 税 等 調 整 額	1,213	76,558
当 期 純 利 益		1,270,604

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4月 1日から)
(2025年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	3,141,103	3,041,902	15,280	3,057,182
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	7,287	7,287	-	7,287
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	7,287	7,287	-	7,287
当 期 末 残 高	3,148,390	3,049,189	15,280	3,064,469

	株 主 資 本						純資産合計
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	40,000	145,982	484,067	670,049	△251,145	6,617,188	6,617,188
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	-	-	-	-	-	14,575	14,575
剰 余 金 の 配 当	-	-	△666,057	△666,057	-	△666,057	△666,057
当 期 純 利 益	-	-	1,270,604	1,270,604	-	1,270,604	1,270,604
自己株式の取得	-	-	-	-	△70,522	△70,522	△70,522
自己株式の処分	-	-	-	-	1,687	1,687	1,687
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	604,547	604,547	△68,835	550,286	550,286
当 期 末 残 高	40,000	145,982	1,088,614	1,274,596	△319,981	7,167,475	7,167,475

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
主として建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

3. 繰延資産の処理方法

- 株式交付費
支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 株式給付引当金
株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 株式連動型金銭給付引当金
株式連動型金銭給付規程に基づく従業員に対する金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式連動型金銭給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (5) 株主優待引当金
株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しています。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①経営指導料収入

子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

②ライセンスの供与

当社の知的財産に関するライセンスについて、海外でのライセンス契約に基づき、ライセンス契約先パートナー企業が各国エリアで一風堂（IPPUDO）店舗を運営することによりロイヤリティ収入を収受しております。ロイヤリティ収入は、当該企業の店舗売上に基づいて生じるものであり、当該企業において当該店舗で顧客への飲食サービスを提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。

ライセンス契約締結時や新規出店時にライセンス契約先パートナー企業から受領するイニシャルロイヤリティ及びストアフィーについて、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利であると考えられるため、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

③受取配当金

子会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

連結子会社株式会社力の源カンパニーの関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,500,000千円
--------	-------------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

関係会社株式の実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、帳簿価額と実質価額の差額について減損処理を行っております。

上記の方針に従い、関係会社株式を評価した結果、当事業年度において、株式会社力の源カンパニーの関係会社株式の実質価額は、帳簿価額に比べ著しく下落しておらず、関係会社株式評価損は計上しておりませんが、外部環境の変化や重要な固定資産の減損損失の計上等によって、実質価額の著しい下落が生じる場合には、翌事業年度の関係会社株式の評価額に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

（役員向け株式給付信託）

当社は、2023年5月31日開催の取締役会において、中長期的な業績向上と企業価値増大

への貢献意欲を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入を決議し、2023年8月18日より導入しております。

（1）取引の概要

本制度は、当社の取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という）が当社株式を取得し、当社の取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という）を、本信託を通じて、当社の取締役に給付する株式報酬制度です。

なお、当社の取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社の取締役の退任時であります。

（2）信託に残存する自社の株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、159,552千円、73,100株であります。

（株式給付型ESOP）

当社は、2018年7月13日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の従業員（以下、「当社グループ従業員」といいます。）を対象とした、インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、2018年8月13日より導入しております。

当社は、当社グループ従業員の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入しております。

（1）取引の概要

本制度は、株式給付型ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループ従業員に対し給付する仕組みです。

当社は当社グループ従業員に対し、貢献度に応じたポイントを付与し、株式給付規程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

（2）信託に残存する自社の株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、89,755千円、81,020株であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 114,712千円

2. 保証債務

下記の子会社における支払家賃に対し、保証を行っております。

IPPUDO NY, LLC	60,906千円
IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD	67,377千円
計	128,284千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	385,989千円
短期金銭債務	296,079千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	2,598,423千円
営業費用	813,111千円

営業取引以外の取引高

受取利息	103,042千円
賃貸収入	12,622千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	226,498株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	10,349千円
資産除去債務	1,210千円
未払事業税	5,103千円
繰越外国税額控除	102,458千円
会社分割による関係会社株式調整額	80,820千円
関係会社株式評価損	537,765千円
投資有価証券評価損	43,094千円
貸倒引当金	3,279千円
その他	100,132千円
繰延税金資産小計	884,214千円
評価性引当額	△708,199千円
繰延税金資産合計	176,015千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△911千円
繰延税金負債合計	△911千円
繰延税金資産純額	175,103千円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科 目	期末残高 (注1)
子 会 社	髒 力 の 源 カ ン バ ニ ー	所有 直接 100.0%	経営指導 資金の援助 債務の被保証 役員の兼任	経営指導料 の受取 (注2)	610,200	売掛金	58,080
				貸付の回収 (注3)	200,000	関 係 会 社 長期貸付金	3,050,000
				当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注4)	166,466	-	-
子 会 社	CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	業務委託 役員の兼任	業務委託 (注5)	797,553	未 払 金	241,649
子 会 社	IPPUDO USA HOLDINGS, INC.	所有 間接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	-	関 係 会 社 長期貸付金	458,876
子 会 社	IPPUDO CA, LLC	所有 間接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	-	関 係 会 社 長期貸付金	794,617

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 経営指導料については、業務内容、業績等を勘案し、両社協議の上で決定しております。
- (注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
- (注4) 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。
- (注5) 業務委託料については、委託業務に係る人件費等必要経費を勘案し、両社協議の上で決定しております。

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科 目	期末残高 (注1)
役 員 及 び その近親者が 議決権の過半 数を所有して いる 会 社 等	株NARUMI プランニング	-	-	不動産の 譲渡(注)	22,686	-	-

(注) 不動産の譲渡については、不動産鑑定評価額に基づき双方協議の上、契約した価額によっております。

収益認識に関する注記

顧客から生じる収益を理解するための情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 238円27銭

1株当たり当期純利益 42円17銭

(注1) 「役員向け株式給付信託」及び「株式給付型ESOP」が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に154,120株含めております。

(注2) 「役員向け株式給付信託」及び「株式給付型ESOP」が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に154,825株含めております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社力の源ホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	米 崎 直 人
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	古 嶋 雅 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社力の源ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社力の源ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのもの

ではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社力の源ホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	米 崎 直 人
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	古 嶋 雅 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社力の源ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのもので

はないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社力の源ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 齋 藤 晃 宏 ⑩

監 査 等 委 員 辻 哲 哉 ⑩

監 査 等 委 員 田 鍋 晋 二 ⑩

(注) 監査等委員辻哲哉及び田鍋晋二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上